

## 保安規程（原子力）改正の届出について （志賀1号機 保全計画の追加）

平成21年4月8日  
北陸電力株式会社

当社は、本日(4月8日)、志賀原子力発電所1号機の保安規程<sup>1</sup>[電気事業用電気工作物(原子力発電工作物)](以下、「保安規程(原子力)」)の改正を経済産業大臣に届け出ましたので、お知らせいたします。

これは、原子力発電所の保守管理を一層充実させる新検査制度<sup>2</sup>を導入した「電気事業法施行規則<sup>3</sup>」が本年1月1日に施行されたことにより、志賀1号機の保全計画<sup>4</sup>を保安規程(原子力)に追加し国に届け出たものです。

新検査制度では、保全計画を運転サイクル毎に定めるものとしており、定期検査開始3ヶ月前に初回の保全計画を策定しますが、志賀1号機は長期間停止していたことから、経済産業省令の適用により本年4月1日から次回定期検査開始日の前日までの期間における特別な保全計画<sup>5</sup>を含めた保全計画を本年4月1日に策定しました。

以 上

添付資料：志賀1号機 保全計画の概要

1 保安規程：

事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するために定めた規程であり、事業者が作成・変更し、国へ届出しているもの。

2 新検査制度：

原子力発電所の安全性・信頼性の一層の向上を図るため、電力会社が原子炉(プラント)毎の保全計画を定期検査前に国に提出し、国がプラント毎の特性に応じたきめ細かい検査を行う制度。

3 電気事業法施行規則：

電気事業法の施行に必要な詳細事項などを定めた経済産業省令。

4 保全計画：

原子力発電所の号機毎の点検計画(次回定期検査開始までの運転中の検査も含む)、保全の有効性を評価するための保全活動管理指標などを定めたもの。

5 特別な保全計画：

地震や事故などによりプラントを長期停止させる場合等、長期停止に伴う機器等の保管方法や追加的な点検方法、運転再開時後の監視などを定めるもの。

# 志賀 1 号機 保全計画の概要

## 1. 保全計画の始期及び適用期間

定期検査開始日から、その次の定期検査開始日の前日までの期間を1つの「保全サイクル」として記載しますが、志賀1号機は、長期停止中であったことから、平成21年4月1日から第12回定期検査開始日の前日までの期間（第11保全サイクル）としました。

## 2. 保全活動管理指標の設定

保全活動を継続的に改善するための「ものさし」としてプラントレベル及び系統レベルの管理指標と目標値を民間規格に基づき策定し、保全活動の効果と弱点に関し「見える化」を図りました。

[プラントレベルの管理指標と目標値]

- ・ 計画外自動停止回数 1回未満 / 7000 臨界時間
- ・ 計画外出力変動回数 2回未満 / 7000 臨界時間
- ・ 工学的安全施設の計画外作動回数 1回未満 / 1サイクル

[系統レベルの管理指標と目標値(例)]

非常用ディーゼル発電設備(D/G)

- ・ 予防可能故障回数の目標値 1回未満 / 1サイクル
- ・ 非待機時間の目標値 240時間未満 / 2サイクル

## 3. 点検計画

発電所の保全対象機器のうち、電気事業法に規定される技術基準が適用される設備や保全重要度の高い設備などの主要な機器について、点検及び試験の項目、保全の重要度、保全方式または頻度等を記載しました。

具体的な例として、残留熱除去系の低圧注水系は、プラント運転中は6カ月毎に定期事業者検査による機能性能試験を行うこととしています。

## 4. 定期事業者検査の判定方法

点検を実施する機器については、点検実施頻度を設定し、次の点検までの間において技術基準に適合する状態を維持するかどうかを判断します。

機器の劣化、特性変化を評価する検査では、プラントの定期検査から、次の定期検査までの間とします。

## 5．補修、取替え及び改造計画

当該保全サイクル期間中に実施する工事計画認可・届出対象工事や、安全上重要な設備に係る補修・改造工事を記載することとしており、今回は「耐震裕度向上工事」についてプラント起動後のサポートの点検を記載しました。

## 6．特別な保全計画

1号機は、平成21年3月末まで停止していたことから、4月1日以降の特別な保全計画を次のとおり記載しました。

### (1) プラント起動時の健全性確認

- a. 格納容器内点検段階、電気出力25%段階及び45%段階では、プラントの圧力、温度等のパラメータを確認し、配管、機器、計装品の重点確認等を実施します。
- b. 原子炉再起動前段階では、停止中の重点パトロールを実施します。
- c. 格納容器内点検段階及び定格出力到達後では、プラントの圧力、温度等のパラメータを確認します。

### (2) プラント運転時の健全性確認

原子炉運転中のプラントの圧力、温度等のパラメータの確認を3ヶ月に1回実施します。

## 7．定期検査時の安全管理

定期検査中は、安全上重要な系統、設備の点検・補修等を実施する際に行う保安措置を記載しますが、志賀1号機は、4月1日の時点においてプラント起動時の健全性確認を実施している段階であることから、プラント起動時の保安措置を記載しました。

## 8．保全に関する実施体制

保全の実施にあたり、協力事業者に役務を調達して実施する主要な工事等について記載しました。

以上